

日本の少年司法の現状と少年法適用年齢の引き下げ

一橋大学法科大学院修了（2019年3月）伊藤夏佳

目次

- I はじめに
- II 少年法の概要
- III 少年法改正の概要
- IV 適用年齢引き下げの検討
- V 適用年齢引き下げに対する賛否
- VI おわりに

I はじめに

平成 27(2015)年 6 月、「公職選挙法等の一部を改正する法律」が成立・公布され（平成 28 年 6 月 19 日施行）、選挙権年齢がこれまでの 20 歳以上から 18 歳以上に引き下げられた。同法は、附則第 11 条において、民法（明治 29 年法律第 89 号）、少年法（昭和 23 年法律第 168 号）その他の法令の規定についても検討の上、必要な法制上の措置を講ずるよう定めている。これを受け、法務省は民法の成年年齢を 18 歳へ引き下げることと内容とする民法改正案を国会へ提出し、平成 30(2018)年 6 月、「民法の成年年齢を 20 歳から 18 歳に引き下げること等を内容とする民法の一部を改正する法律」が成立（令和 2 年 4 月 1 日から施行）した。

少年年齢の 18 歳未満への引き下げについては、法務省は、法務大臣の諮問に先立って「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」を立ち上げ、法分野の実務経験者や研究者のほか、社会、福祉、教育、医療等の関係分野の実務経験者や研究者、犯罪被害者、報道関係者等からのヒアリングを実施するなど調査及び検討を行っている。これは、法務省刑事局、矯正局及び保護局が法務大臣の指示により、公職選挙法等の一部を改正する法律附則第 11 条の趣旨及び成年年齢についての検討状況を踏まえ、少年法の適用対象年齢を含む若年者に対する刑事法制の在り方全般について検討を行うために実施された。同勉強会の結果を踏まえ、法務大臣は、平成 29(2017)年 2 月、少年法の適用年齢を 18 歳未満に引き下げること等について、法制審議会に諮問した。現在、この諮問を受け、法制審議会の「少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会」において検討が行われている。

本稿は、少年法の適用年齢引き下げをめぐる議論について、賛成・反対両方の意見を紹介し、論点の整理を行い、考察するものである。

II 少年法の概要

1 少年法とは

(1) 旧少年法の特徴と少年法制定の経緯

「同じ罪を犯した者でも、犯罪者の年齢や環境を考慮して、その者にもっともふさわしい処遇手段を講じることが具体的正義に適うものである」¹という考えから少年法は20世紀前半に生まれた。

例えば、スウェーデンの児童福祉の先駆者エレン・ケイは1899年に「20世紀は児童の世紀である」²と著書「児童の世紀」の中で宣言したのであるが、ちょうどこの年にアメリカのイリノイ州シカゴにおいて世界で初めて少年裁判所が誕生した。これと同時に制定された少年法は『扶助を要する少年，放任されている少年，および非行のある少年の取扱と制御を規制する法律』として制定され，保護処分の内容を教育と福祉であるとし，アメリカにおける少年裁判所運動のその後の指標³となった。

また，今日の少年法制においてもっとも進歩した法制を実施しているといわれるデンマークの少年法は1905年に，イギリスは1908年に「児童法」を制定し，次いで1912年にフランス，ベルギー，さらに1918年には，スペインにおいても少年裁判所法が制定された。このような少年法の成立の動きは，「アメリカの法学者ロスコー・パウンドが『少年法の制定は，マグナカルタが署名されて以来の司法領域における最大の進展である』と表現しているように，少年法の制定は伝統的な司法(Individualized Justice)の原則を宣明」〔原文ママ〕⁴した点で革新的な内容を持つものであった。

我が国において少年を成人と区別して処遇する施策が法制化したのは，1900年の感化法の制定にはじまる。それ以前は明治5年の監獄制によっていたが，ここでは未成年といえども成人と等しく扱われ，処罰の対象として懲治監に収容されていた。しかし，1880年制定の旧刑法では，16歳未満の者と，16歳以上の者および16歳以上20歳未満で，初犯の者と再犯以上の者とを区別して監房を異にし，非行が広まることを予防するに至った。その後1890年の改正を経て1900年の感化法の制定に至るが，「極めて消極的な恤救（じゅっきゅう）規則（きそく）⁵に対してさえ，全然改正の意思なき政府当局が，何故進んで感化法を

¹ 菊田幸一(1979)「現代少年法論(一)」『法律論叢』第52号4頁

² Ellen Karolina Sofia Key (1979)＝小野寺信・小野寺百合子翻訳『児童の世紀』富山房百科文庫

³ 菊田幸一(2013)『概説 少年法』明石書店17頁

⁴ 菊田・前掲注(3)16頁

⁵ 身寄りがなく，高齢，幼少，疾病，障害により生産活動に従事できない極貧の者に米を給与するという内容。血縁的な助け合いの精神を基本とし，それに頼ることができない者を限定的に救済する制度。現在の生活保護。

制定するに至ったか」⁶が極めて重要である。吉田(1971)によれば、その理由は二つある⁷。

第一に、我が国においても、産業革命の進行に伴う農村経済の破壊と疲弊、人口の都市集中によるスラムの形成と道徳の低下および児童の労働の一般化により、非行児童および少年の問題を含めて児童保護の問題が社会問題化したことが指摘されている。とりわけ明治時代においては、維新後の急激な社会の変革・国策として強行された殖産興業という国家的産業革命と富国強兵政策は、教育制度だけでは覆いきれない児童問題を孕んでいた。特に日清戦争がもたらした国民の経済的窮乏化は貧児や浮浪児、非行児童の増加を招いた。このような事態を受けて、児童の収容方法を工夫するといった児童に対する政策は、児童に対する教育というより、むしろ治安悪化の防止を目的に行われた側面がある。

第二に、懲治場における応報刑主義による刑罰懲治の処遇の効果があがらないことが発覚し、感化事業の必要性を説く人が多く表れたことも理由として挙げられる⁸。それと同時に、民間による感化事業が開始されたことも大きく影響した。そこで「感化法」が1900年に制定され、ここにいわゆる「不良少年」に対する懲罰主義思想に代わって、「教育保護の思想」が実現した。しかし、それでも従来の懲治監制度は改められず、実際の少年保護は従来の懲治場で依然として行われていた。本格的な感化院時代が始まったのは、1908年の第一次感化法改正以降においてであり、この時懲治場留置に関する規定は削除され、新刑法41条は「14歳ニ満タサル者ノ行為ハ之ヲ罰セス」と定めた。その後、不良少年の増加に対し、この感化法を手ぬるいとして、感化法中の親権の問題は司法処分たるべきだとの意見が出て来た。それを受けて、1922年、司法省はこれまで審議してきた結果を少年審判法案（以下「旧少年法」と表記）として公表した。

澤登(1994)によれば、旧少年法の主な特徴は以下の四つである⁹。

- ① 少年の刑事事件については刑罰をもって臨むが、教育改善の点より、刑法、刑事手続きおよび行刑に多くの特則を設ける。
- ② 刑罰はやむをえない場合のみとし、原則として保護処分優先にし、九種類（訓戒、学校長訓戒、書面誓約、保護者引渡、保護団体委託、保護司観察、感化院送致、矯正院送致および病院送致）の保護処分を設置する。
- ③ 保護処分は罪を犯した少年だけではなく、罪を犯すおそれのある少年も対象とする。
- ④ 従来の感化法下では保護処分は純然たる行政処分であったが、司法的機能とケース・ワーク的機能を兼ねた少年審判所を司法機関のなかに設ける。

旧少年法の制定により、従来感化法のもとで保護されていた少年の一部は、少年法の保護

⁶ 菊田・前掲注(3) 24 頁

⁷ 吉田久一(1971)『昭和和社会事業史』ミネルヴァ書房 20 頁-21 頁

⁸ 菊田幸一(1974)『少年救護-法理と実際-』成文堂 5 頁-6 頁

⁹ 澤登俊雄(2011)『少年法入門[第五版]』有斐閣ブックス 246 頁

処分を受けることとなったが、犯罪少年と虞犯少年¹⁰を除くその他の保護を要する少年は従来どおり感化法により保護された。つまり、非行を行った未成年に対する法律には、当時、旧少年法と感化法の二つが存在していたのである。さらに、1930年頃より世界的不況と感化院収容児童の増加に対処するため、感化法改正運動が展開され、1933年に少年教護法が公布された。同法は従来の感化院を少年教護院と呼ぶこととし、教護院内に少年鑑別所を設け、収容保護のほかに観察保護および委託保護の制度を加えることとなった。その結果、少年保護処分との差はなくなり、対象者の年齢を「14歳未満の者」とする新たな取扱い区分が設けられた。これは改正後の現行少年法の年齢区分にも適用されているが、旧少年法と感化法の二本立て制度の運営は困難を極めたため、感化事業および少年保護立法の一元化を求める運動が活発化していった。

敗戦を契機として少年保護事業は大きな転機を迎え、司法省はGHQの指導のもとで少年法の制定に着手し、旧少年法、矯正院法は新少年法、新少年院法、犯罪者予防更生法などに引き継がれることとなった。現行少年法は1948年に公布され、新憲法下におけるアメリカの強い影響力のもとで米国標準少年裁判所法を模範として制定された。それは旧少年法の一部改正ではなく、全くの新立法であった。

(2) 少年法の目的

少年法は、「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、正念の刑事事件について特別の措置を講ずること」をその目的として掲げている（少年法第1条）。刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）が「公共の福祉の維持と個人の基本的な人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現すること」を目的としているのに対し（刑事訴訟法第1条）、少年法では、少年自身に関わる事柄に関心が向けられている¹¹。それと対立しうる「公共の福祉の維持」といった事柄について直接的な言及がみられないことが大きな特徴である。

2 少年法の特徴

新少年法（現行少年法）の特徴は、以下の通りである¹²。

- ① 少年に対する保護処分の決定は裁判所がこれをするものとし、そのための機関として従来の行政機関であった少年審判所に代わり家庭裁判所を新しく設置する。
- ② 旧少年法では検察官が起訴するか否かを決定し、公訴を提起せず保護処分を必要とす

¹⁰ 犯罪を犯してはいないが、少年法で規定する一定の不良行状があり、その性格または環境に照らして将来罪を犯す虞（おそれ）がある20歳未満の少年。

¹¹ 武内謙治(2015)『少年法講義』日本評論社 8頁

¹² 澤登・前掲注(9) 247頁

る者のみを少年審判所で審判したのに対し、家庭裁判所が先議権を持つ（保護処分先議主義の導入）。

- ③ 少年の年齢を従来の 18 歳から 20 歳まで引き上げる。
- ④ 旧少年法においては九種類の保護処分であったが、これを新法では、(i)保護観察、(ii)教護院（現・児童自立支援施設）・養護施設（現・児童養護施設）、(iii)少年院送致の三種類に限定する。
- ⑤ 少年事件の調査に家庭裁判所調査官制度を設け、心身鑑別のための少年鑑別所を設立する。
- ⑥ 少年審判所において認められていなかった不服申立制度としての抗告権を認める。
- ⑦ 少年の福祉を害する成人の刑事事件に対する裁判権について特別の措置を講ずる¹³。

以上が新少年法の主な特徴であり、これらが少年法の基本構造の大きな転換点となった。次に、その中で最も大きな変革である家庭裁判所の設立と憲法との関係に言及する。

本来、少年の保護処分は行政処分であり、少年審判所で処分することに問題はない。しかし、新憲法が三権分立を根幹とした結果、司法省と裁判所は分離するにいたった。そのため、少年審判所は司法省管轄となったが、保護処分は行政処分であるから裁判所に移ることは新憲法上からは当然のこととされた。しかし、保護処分は行政処分であるから裁判所へ移ることは三権分立の原則からみても必ずしも当然とは言えないとの批判がある。

その一方で、少年に対する保護処分はいわゆる刑事処分とは異なるものであり、本来は司法的判断になじまないものである。それにも関わらず、少年の扱いは感化法下における行政処分としての保護処分から司法的機能を備えた少年審判所へ、そしてさらに、家庭裁判所へと徐々に司法的扱いに近づいている。つまり、新少年法の扱う保護処分は、身体の拘束を伴う少年院送致決定権を有する以上、実質的に刑罰と異なるものではないということを認めざるを得ない。それと同時に、「他方ではひろい意味での保安処分の一種としての保護処分であるとの見方を捨て切れないという矛盾を有している」¹⁴ということも認識しなければならない。言い換えれば、「日本の少年保護法制は、(旧)西ドイツと同じく二本建てを採用しており、アメリカの社会政策的色彩の強いものと異なる」¹⁵と考えられる。この根底には前述したように、少年審判所・少年裁判所と児童相談所の措置という少年を扱う機関の二元的機構が大きく影響している。菊田(2013)は、「ほんらい刑務所を管轄する法務省が少年院をも管轄したところに少年法のもつ矛盾が結果した」¹⁶と指摘しているが、このような見方

¹³ 少年法 37 条、現在は削除されている。その理由としては、一人の被告人の刑事事件が地方裁判所と家庭裁判所に分属する結果として、刑が重すぎる例、軽すぎる例、重い刑の事件が二重起訴となる例などが発生したためだと考えられている。

¹⁴ 菊田・前掲注(3) 30 頁

¹⁵ 円井正夫(1970)『非行少年に対する保護処分と刑事処分-家庭裁判所の諸問題(下)-』法曹界 46 頁

¹⁶ 菊田・前掲注(3) 30 頁

に対しては批判的な立場もある¹⁷。それは、少年法の状況が「刑事法的なものとの後見的なものとの結合、司法的な機能と福祉的な機能との妥協調和の中に見出される」¹⁸とする考え方にたち、「『司法による福祉』から『司法における福祉』へ、さらに進んで両者を止揚統合した『司法福祉』こそ両者のあるべき姿というべきであろう」¹⁹という考え方に基づいている。

現行少年法は、前述の通り、保護・教育主義を宣言しており、少年保護手続と刑事手続の選別を家裁が行う家裁先議主義・家裁中心主義がとられ、これを全権送致によって担保している。また、科学調査を充実させる趣旨で、家裁調査官制度、少年鑑別所をつくり、試験観察制度を設けことに加え、刑の減輕や資格制限の緩和・除外なども取り入れて社会復帰を促進する福祉法的な色彩の強い制度を構築してきた。これらに鑑みると、現行少年法には福祉的機能はわずかに残存しているにすぎないという菊田の指摘は適切ではない。

しかし、日本の少年法が成立当初想定していた「保護理念」を少年法の中心に置き続けることは極めて困難な状況にある。次章で述べる少年法改正の流れからも分かるように、度重なる少年法の改正は「山形マット死事件」や「酒鬼薔薇事件」をはじめとする重大事件が議論のきっかけとなってきた。また、後述する政府実施の「少年非行に関する世論調査」においても、成年と同様の犯罪を犯したにもかかわらず、取り扱いに差があることへの「不公平感」を解消できるとして、一連の改正や適用年齢引き下げによる「厳罰化」に対して賛成の声は多く、日本には根強い「厳罰化思想」が存在しているといつてよい。これは、少年法が定める推知報道の禁止(少年法第 61 条)が適切ではないとして、インターネット上で少年の氏名・住所など個人情報を暴露する「私刑」が横行していることから推測できる。

今日の日本における少年法制の最大の課題は、いかにして「司法福祉」を維持拡大するかというものである。しかし、少年の未熟さや可塑性、少年が犯罪を犯してしまう背景に潜む貧困や親による虐待などの環境についての議論が国民の間で深まらないまま、重大な少年事件の発生と厳罰を求める世論に半ば後押しされる形で少年法の改正は行われてきたといえる。このことから、4 度の改正を経た現行少年法が福祉的な側面を主たる目的として重きを置いているかは疑問が残るといわざるをえない。

以上を踏まえて考えると、現行少年法には成立当初から福祉的な側面は僅かにしか残存していないとする菊田の主張は適切ではないが、度重なる改正を経て適用年齢引き下げを少年法改正の集大成とするかのような議論が進められている今、菊田が当初から指摘してきた少年法の「悲観的な運命」²⁰はいよいよ現実のものとなろうしているのではないか。

¹⁷ 兼頭吉市(1973)「少年保護における司法機関と福祉機関」『刑法雑誌』19 卷 3・4 号 138 頁

¹⁸ 森田宗一(1960)『少年保護の基礎理念』立花書房 5 頁

¹⁹ 兼頭・前掲注(17) 172 頁

²⁰ 菊田・前掲注(3) 30 頁

Ⅲ 少年法改正の概要

1 少年法改正の背景

新少年法が旧少年法と大きく異なる点は、検察官が従来少年事件について有していた権限が大きく制限された点である。旧法では、犯罪の嫌疑を受けた者が18歳未満の場合、まず検察官が公訴を提起するかどうかを決定し、公訴提起の必要がないと認めた場合で、しかも保護処分が相当と判断したときに限り、事件を少年審判所に送致することになっていた。しかし、新少年法で「少年に対する保護処分の決定は裁判所がこれをするものとし、そのための機関として従来の行政機関であった少年審判所に代わり家庭裁判所を新しく設置する」という「裁判所先議」の考え方が明記され、検察官の権限が大きく制限された。これに対して、法務行政に絶大な権力を持つ検察庁の要請により、法制審議会は新少年法の運用の在り方、新少年法の改正の是非について7年にわたって審議を行った。そして、1997年6月29日、法制審議会は、新少年法の基本構造を変えない範囲内で、改善される必要のある事項を指摘するという内容の「中間報告」をまとめて法務大臣に答申した。

この「中間答申」は4つの柱から構成されている。

第一に、少年の権利保障の強化および一定の限度内における検察官関与の両面から現行少年審判手続きの改善を図ること、第二に、18歳以上の年長少年（青年）の事件については、少年審判の手続き上18歳未満の中間・年少少年（14歳～18歳）とはある程度異なる特別な扱いをすること、第三に、一定の限度内で捜査機関による不送致を認めること、そして第四に、保護処分の多様化および弾力化を図る事である。

その後、1998年に、法制審議会によって「少年審判の事実認定手続き適正化」を目的として法務大臣に答申が行われた。

この動きと共に、2000年の少年法改正の大きな要因となった少年による二つの事件がある。それは、「山形マット死事件」と「神戸・小学生連続殺傷事件」である。

前者は、山形県新庄市の中学生児玉有平君（当時13歳）の遺体が、彼の通う中学校の体育館の用具室で、マットに頭からさかさまに埋まっている状態で発見されたというものである。この事件により、少年法がもとより事実認定を最優先していないという致命的な欠陥があるということが突き付けられた。なぜなら、成人の刑事裁判であれば地裁で生じた事実関係の争いは、最終的に最高裁で一つに集約されるが、この事件は少年たちが全員16歳未満であったため、検察官送致を行うことが出来ず、刑事裁判の流れに乗せることが出来なかった。そのため、この事件の少年審判では、自白の信用性やアリバイの有無が争点になっていたが、検察官が存在しない審判のもとで裁判官が正確な事実認定をすることは困難を極め、その後の民事訴訟で結論が二転三転する事態となった。その結果、非行事実の認定が難しい事件については、検察官に審判関与させるのが適当とする提言が裁判官側からも出て

くるようになった²¹。

後者は「酒鬼薔薇聖斗」を名乗る中学三年の少年が起こした事件で、神戸家裁は、少年に成人の反社会性パーソナリティ障害に相当する行為障害があるという精神鑑定の結果等を考慮して、少年に医療少年院送致を言渡した。この事件によって、それまでにも何度も言われてきた少年法改正論議が一気に再燃することになった。なぜなら、この少年は犯行時に刑法上では刑事責任を問える14歳であり、当時行われた精神鑑定において完全な責任能力が認められていたにもかかわらず、当時の少年法は逆送可能年齢を行為時16歳以上としていたため、制度上逆送が出来なかったからである。そのため、この少年は凶悪な犯罪を犯したにも関わらず、刑事罰を科すことが出来なかったことから、少年法は現在の少年犯罪の状況にそぐわないので、年齢引き下げ等の刑罰強化を視野に入れた少年法改正を検討するべきだというような意見が多く唱えられるようになった。

2 平成12(2000)年改正

(1) 改正の流れ

自由民主党を中心に、上記のような議論を経て、少年法の刑罰適用範囲を拡大する改正の必要性が強く主張され、議員立法として国会に提出することが図られた。この議員立法提案の中に、1999年に廃案になった「少年法等の一部を改正する法律案」(第一次)の内容を取り込む方向で検討が進められ、その結果、第二次の「少年法等の一部を改正する法律案」が、2000年9月29日、議員立法として国会に上程された。そして同年11月28日、両院でこの法案は可決され、成立した。

(2) 改正内容

このようにして成立した「平成12(2000)年改正法」は、前述したように、刑罰適用範囲を拡大する方向の改正と、審判手続きを改善する方向の改正の2つの面を含んでいる。

第一の改正点は、刑罰的適用範囲を拡大する方向の改正、すなわち少年法における年齢区分の見直しである。平成12(2000)年の改正では、少年法の適用年齢を20歳未満から18歳未満に引き下げることを見送られ、刑罰適用年齢を16歳以上から14歳以上(41条)に引き下げるに止めた。おそらく、少年法適用年齢の上限の引き下げは、成人年齢を20歳から18歳に引き下げる法制度全体の見直しと連動する問題であることから、審議に時間がかかることが懸念され、見送られたと考えられる。刑罰適用年齢の引き下げは、14歳・15歳の年少少年の犯罪事件も検察官に送致し、刑罰を科すことができるようにすることだが、その刑罰としては懲役または禁錮が想定されている。それを踏まえると、現在の少年刑務所の処遇

²¹ 南山大学法律学研究会(2001)『改正少年法について』7頁

体制からみて、「義務教育年齢の少年に十分な教科教育を施すことは困難であり、かつ刑務作業を強化できるかの問題もあり、刑の執行には種々の困難が伴う」²²ことになる。そこで、平成 12(2000)年改正法は、懲役または禁錮の言渡しを受けた少年を 16 歳に達するまで少年院に収容して「矯正教育」を受けさせることができるようにした。

第二の改正点は、重大事件を犯した少年に対する処遇の在り方を見直そうとするものである。改正後は、16 歳以上の少年が故意の犯罪行為によって被害者を死亡させた事件については、原則として検察官に送致する²³ことが裁判官に義務付けられた。さらに、18 歳未満の少年の無期刑は、10 年以上 15 年以下の有期刑に軽減されるというこれまでの規定を改め、その判断を裁判官に委ねた。また、死刑を軽減して無期刑にした際²⁴の仮釈放可能期間を成人並みに伸ばすなど刑罰強化の意図が明確に表明されている。

3 平成 19(2007)年改正

(1) 改正の背景

「平成 12(2000)年改正法」に関する国会の審議は、澤登(2011)によれば、改正点の重大さを考慮すると十分審議されたとは思えない点もかなりある²⁵という。このことを考慮して「平成 12(2000)年改正法」は施行から 5 年後の見直しを附則に明記した。実際の平成 17(2005)年の答申では「少年の保護手続きに係る調査手続きの整備について」と題して以下の 3 点が答申された。

- ① 触法少年・虞犯少年に係る事件の調査
- ② 14 歳未満の少年の保護処分の見直し
- ③ 保護観察における指導を一層効果的にするための措置

以上が答申の主な内容であるが、この 3 つの基本項目は、平成 15(2003)年 12 月、青少年育成推進本部が作成し公表した「青少年育成施策大綱」の中で、見直しの必要性が指摘されていたものである。この答申は条文化され、「少年法等の一部を改正する法律案」として平成 17(2005)年 3 月 1 日に国会に上程された。しかし、この答申の内容は、「すべて実務上の必要性から要請されたものであり、理論的な検討が後回しになった」²⁶と言われており、今後の少年法の在り方に関しての課題が浮き彫りになった。その課題とは、14 歳未満の非行

²² 澤登・前掲注(9) 253 頁

²³ 少年法 20 条但し書きにおいて例外が設けられている。

「……(中略)ただし、調査の結果、犯行の動機及び態様、犯行後の情況、少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りでない。」

²⁴ 罪を犯すとき 18 歳未満に満たない者に対しては、死刑をもって断ずべきときは、無期刑を科する(51 条 2 項)。

²⁵ 澤登・前掲注(9) 255 頁

²⁶ 澤登・前掲注(9) 257 頁

少年に対する児童相談所先議および福祉機関による処遇優先の建前は維持されたものの、その実質を確保するためには多大な努力が必要だという現実的な課題である。

(2) 改正内容

上記の平成 17(2005)年に出された答申は、平成 17(2005)年 3 月 1 日に国会に提出されたが、衆議院の解散で廃案となり、平成 19(2007)年 5 月に衆議院での修正を経て成立した。これによる改正点は以下の 4 点である。

- ① 「触法少年」の事件に対する警察の調査権を認める。
- ② 家庭裁判所は、決定時 14 歳未満の少年に係る事件については、特に必要と認める場合に限り、少年院送致の保護処分をすることができる。
- ③ 家庭裁判所は、保護観察の処分を受けたものが、その保護処分によっては本人の改善および構成を図ることができないと認められるときは、決定をもって、児童自立支援施設等送致または少年院送致の保護処分をしなければならない。
- ④ 家庭裁判所は、一定の重大犯罪に係る犯罪少年または触法少年の事件の審判について、必要があると認められるときは、弁護士である付添人を付けることができる。

澤登(2011)によれば、この「平成 19(2007)年改正法」により、触法少年の事件に対する警察の調査権が法定された上に、必要に応じて押収、捜索などの強制調査を行う権限が法定されたことに関して、危機感が広がっている²⁷という。また、調査の結果、触法行為の重大性やその他の理由で、家庭裁判所の審判に付すのが適当だと警察が判断したときは、その事件を児童相談所長に「通告」ではなく「送致」するものとし、送致を受けた児童相談所は、原則としてその触法事件を家庭裁判所に送致すべきものとされ、この点が特に問題視されている。1948年に誕生した新少年法は、徹底した「裁判所先議」の見地から、触法少年(14歳以下で刑法に抵触する犯罪を犯した少年)に関してもまず家裁に送致させた後、家裁からの送致を受けて児童相談所が関与するシステムになっていたが、1949年改正によって「児童福祉機関先議」に転換し、触法少年はまず児童相談所に送致され、家庭裁判所は児童相談所から送致をうけないかぎり、触法事件には関与できないという「児童福祉優先」が確立された。これに対して、「平成 19(2007)年改正法」が目指した「児童相談所の家庭裁判所への原則送致の義務化」は、この「児童福祉機関先議」にもとづく「児童福祉優先」の原則に関して、重大事件という限定付きで、実質的な「裁判所先議」の方向へ再転換したものであった。このことにより、これまで現行少年法の基本原理であった 14 歳未満の非行に対する「児童福祉先議」の崩壊が危惧されている。しかし、現実の問題として、14 歳未満の非行少年に対する児童福祉機関の処遇能力は、人的・物的両面において十分といえず、かなりの部分を司法機関に委ねざるを得ない部分もある。よって、「司法と福祉との乖離を防ぐためには、

²⁷ 澤登・前掲注(9) 260 頁

児童福祉機関の処遇能力の大幅な増強が不可欠²⁸であると考えられる。つまり、少年院の収容年齢引き下げは、長崎事件²⁹・佐世保事件³⁰の少年・少女のように「非行の低年齢化」が殺人という重大犯罪について顕在化し、関連する法整備がただちに必要となったことで(中略)例外的に少年院送致を選択する必要がある場合すなわち児童福祉機関の処遇能力では対応できない場合を想定して行われた改正であるといえる。

また「平成 19(2007)年改正」で、少年院法に「第 1 条の 2」が新設され、それによると「少年院における処遇は、個々の在院者の年齢および心身の発達程度を考慮し、その特性に応じて、これを行わなければならない」³¹とされた。しかし、それによる対象少年は僅かだと想定され、少年矯正に新たな課題が課せられることになった。

4 平成 20(2008)年改正

(1) 改正の背景

「平成 19(2007)年改正法」は、平成 19(2007)年 11 月 1 日から施行されたが、その直後の 11 月 29 日に、法務大臣から法制審議会に対し、少年法の一部改正に関する新たな諮問がなされた。諮問に付された要綱の内容は、少年犯罪被害者・遺族に対し、少年審判に関する情報開示の範囲を拡大する 3 項目と、成人の刑事事件に対する家庭裁判所の管轄を地方・簡易裁判所に移管する 1 項目からなっている。

情報開示については、

- ① 一定の重大事件につき被害者等からの申出に応じ審判の傍聴を許すこと
- ② 被害者等による記録の閲覧・謄写の範囲を拡大すること
- ③ 被害者等の申出による意見の聴取の対象者を拡大すること

の 3 項目である³²。情報開示に関する 3 項目が提示される経緯として、平成 17(2005)年 4 月 1 日に施行された「犯罪被害者等基本法」に基づく「犯罪被害者等基本計画」の中で、「少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた制度の検討及び施作の実施」が求められていたこと³³、「平成 12(2000)年改正法」の附則 3 条に施行 5 年後の見直しが規定されており、かつ、法案の可決に際して、今後の検討を促す趣旨の付帯決議が行われ、その検討項目に「被害者保護施策の推進・修復的司法の検討」が含まれていることが挙げられる³⁴。

²⁸ 澤登・前掲注(9) 260 頁

²⁹ 2003 年、当時中学 1 年の少年が、当時 4 歳の男児に対して暴行を加え、殺害。少年はアスペルガー症候群と診断され、少年院送致。

³⁰ 2004 年 6 月、当時小学 6 年の少女が、同級生女子児童の首をカッターナイフで切り付け、殺害。

³¹ 澤登・前掲注(9) 261 頁

³² 法務省(2007)「法制審議会諮問第 83 号」1 頁

³³ 内閣府(2005)「犯罪被害者等基本計画」3 頁

³⁴ 澤登・前掲注(9) 261 頁。

(2) 改正内容

上記の経緯を経て、平成 20(2008)年 3 月、その答申に基づく改正法案が国会に提出されたが、弁護士会からの強い批判があり、それを踏まえて衆議院による修正が加えられ、改正法は同年 6 月に成立した。その概要は次の通りである。

- ① 家庭裁判所は、殺人事件等一定の重大事件の被害者等から申出がある場合に、少年の年齢や心身の状態等を考慮して相当と認めるときは、少年審判の傍聴を許可することができる。
- ② 少年事件の被害者等から申出があった場合、審判期日における審判の状況を説明する制度を創設する。
- ③ 被害者等には原則として、記録の閲覧または謄写を認めることとし、閲覧・謄写の対象となる記録の範囲を拡大し、非行事実に係る部分以外の一定の記録についても、その対象とする。
- ④ 被害者等の申出による意見の聴取の対象者の範囲を拡大し、被害者の心身に重大な故障がある場合に、被害者に代わり、被害者の配偶者、直系の親族または兄弟姉妹が意見を述べる事が出来る。
- ⑤ 被害者等の審判傍聴につき、弁護士である付添人の意見を聞かなければならないなど、少年への配慮が必要である。
- ⑥ 少年の福祉を害する成人の刑事事件につき家庭裁判所が有していた第一審の管轄権を地方裁判所または簡易裁判所に移管する。

以上 6 項目のうち①～⑤は、被害者等の利益に関する配慮規定であり、「2000 年改正法」による配慮をさらに一步進めたものであるが、とりわけ①の審判傍聴制度については様々な懸念が表明されている。例えば、被害者が審判を傍聴することで、少年と親族のプライバシーに配慮せざるを得なくなり、調査官や付添人などの関係者は、要保護性に関する種々の資料を審判に提出しにくくなるおそれがあり、それによって裁判官が適切な処分を選択することが困難になる。また、事件から時の経過が浅い段階で審判が行われることから、審判の内容で被害者がさらに心理的なダメージを負うだけでなく、被害者等と少年との間でトラブルが発生したり、情報が漏えいする可能性もある。このことは、被害者等の知る権利との関係でも問題になるので、今後も重大な課題とされるべき事項と認識された。

5 平成 26(2014)年改正

(1) 改正の背景

前述したように、平成 12(2000)年以降、少年法はすでに 3 度の改正を経ているが、今回の改正は、少年審判手続のより一層の適正化及び充実化並びに少年に対する刑事事件における科刑の適正化を図るためのもので、

- ① 公費による弁護士付添人の範囲拡大
- ② 公費による弁護士付添人の範囲拡大に伴うとされる検察官関与の範囲拡大
- ③ 少年受刑者に対する科刑幅の見直し

を中心に議論された。

このうち、①および②は平成 12(2000)年 11 月に成立（2001 年 4 月施行）した第一次少年法改正の適用幅を拡充するための提案である（なお、①については 2007 年第 2 次少年法改正も関連する）。第一次改正少年法自体は、事実認定の適正化のために一定の事件について家庭裁判所の裁量で検察官を関与させ、その場合に、弁護士である付添人がない場合は国選で付添人を付与する制度を設けたものであった。今回の法制審への諮問が少年審判手続のより一層の適正化及び充実化となっているのはそのためである。一方、③については、少年に対する科刑幅を拡大する提案である。少年の刑事事件も対象となる裁判員裁判が開始されて 5 年、裁判員が重大犯罪を行った少年の量刑判断をする事例も増えてきており、なかには死刑判決を下す事件も現れてきている。そのような中でいくつかの有罪判決は、少年に対する有期刑の上限が不定期刑で 10 年、無期刑を緩和した場合が 15 年となっているために、現代の科刑感覚に合致しないといった指摘も出てきている。そこで少年事件における科刑の適正化を図る必要性も指摘された。

法務省は、法制審議会の答申を受けて法案の立案作業を進め、平成 26 年 2 月 7 日、「少年法の一部を改正する法律案」が国会に提出され、同法律案は、同年 4 月 11 日に成立し、「少年法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 23 号。以下「平成 26(2014)年改正法」という。）として同年 6 月 18 日から施行された。

(2) 改正内容

改正の主な内容は以下の通りである。

- ① 家庭裁判所の裁量による弁護士の国選付添人制度及び検察官の少年審判への関与制度の対象になる事件の範囲の拡大
- ② 不定期刑対象事件の範囲の見直し
- ③ 不定期刑の長期及び短期の上限の引上げ
- ④ 不定期刑の長期と短期との幅の制限
- ⑤ 不定期刑の短期に関する特則
- ⑥ 無期刑を緩和して有期刑とする場合における当該有期刑の上限の引上げ
- ⑦ 仮釈放をすることができるまでの期間の見直し

現行の少年法は、成人であれば無期刑に相当する事件を起こした場合、犯行時 18 歳未満の少年は「10 年以上 15 年以下」の有期刑にできると規定している。犯罪被害者団体を中心に「成人の有期刑が最長 30 年であるのに比べて少年事件の量刑が軽すぎる」との声が高まり、法制審議会（法相の諮問機関）が法改正を議論した。そして、成人による事件との量刑

格差を縮めるという目的のもとで、罪を犯した少年に言い渡す有期刑（懲役・禁錮）の上限引き上げ(15年から20年)など厳罰化を柱とする少年法改正案を決定した。それと同時に、検察官と国選付添人の弁護士が少年審判に立ち会える対象を、殺人や強盗などだけではなく、窃盗や傷害などに拡大することも盛り込んだ。これは少年の権利保護に配慮すると共に、弁護士が早期から更生に向けて関われる環境を整え、再犯防止を図るのが狙いであり、少年審判手続のより一層の適正化及び充実化並びに少年に対する刑事事件における科刑の適正化を図る一面もあったという点で、他の少年法の改正とは大きく異なっているといえる。

しかし、この「平成26(2014)年改正法」に対して、弁護士の団体や、少年の更生に直接関わる立場の人々の間に根強い批判がある。この批判について、政府の法制審議会は少年刑の上限の引き上げは、「厳罰化」ではなく、「少年事件の処分の在り方の見直し、審判での事実認定手続の一層の適正化、被害者等に対する配慮の充実」が目的だと主張しているが、「子どもに対する長期処遇は社会復帰を困難にし、再非行につながるおそれも高まるのではないか」という懸念が依然として残っており、「教育と保護」という少年法の基本理念から著しく逸脱していることは否定できない。更に、子どもの権利条約や少年司法に関する権利条約などの国際人権規準からみても、日本の少年法は長きに亘って国際人権規準に適合しておらず、今後、「教育と保護」の理念に即した制度的な在り方の見直しが必要である。

6 小括

これまで、現行少年法の制定の背景ならびに少年法の改正を概観してきたが、その趣旨を明らかにする必要があると思料する。なぜなら、適用年齢の引き下げに賛成する立場からは、改めて後述するが、少年法の仕組みには重い刑罰を科すべき犯罪行為について、制度的な欠陥があるという論調が存在するからである。少年法は制定以来、度重なる改正を経て、被害者に対する情報開示や意見陳述、逆送制度等を新たに設けて来たという経緯がある。

たしかに、これまでの少年法改正は、少年法の「教育と保護」の理念を失わせかねないが、重大事件が発生したことによる世論や被害者の処罰感情に対応するとともに、科刑の適正化を図ってきた面も否定できない。

しかし、少年法の適用年齢引き下げによってもたらされるものは、後述するところではあるが、虞犯少年に対するアプローチを困難にするなどマイナス面が多数存在しているにもかかわらず、民法の成人年齢と一致させることで法律上の平仄を合わせることができるといえる点を中心で、一方で世論の求める「実名報道」や極論でいえば少年にも「死刑」を導入するといった内容を含むものではない。言い換えれば、これまでの改正は、前述したように、少年法の「教育と保護」の理念の持つ意味を失わせる面もあるが、「少年法」が抱えていたある種のアンバランスさを解決してきた面もあり、その部分についてはこれまでの改正で議論が尽くされ、一定の解決が図られたとあってよいのではないだろうか。

上記のような考えから、少年法の適用年齢引き下げには理由がないことを明らかにする根拠の一つとして、改正の経緯及び内容について言及した。

IV 適用年齢引き下げの検討

1 引き下げ議論に至る経緯

(1) 自民党による提言

平成 27(2015)年 6 月、「公職選挙法等の一部を改正する法律」が成立・公布され（平成 28 年 6 月 19 日施行）、それを受けて自民党政務調査会は同年 9 月「成年年齢に関する提言」を提出した。この提言では、民法の成年年齢をできる限り速やかに 20 歳から 18 歳にすべきとしたうえで、少年法も「国法上の統一」「分かりやすさ」から適用年齢を引き下げるべきとした。他方で、少年の社会復帰・再犯防止に少年法の保護処分の機能の果たす役割が大きいことを認めながらも、保護処分に相当する措置ができる措置などを含めた若年者の刑事政策全般の見直しが求められた。

(2) 法務省勉強会による取りまとめ

前述のような状況から、少年法の適用対象年齢について検討を行う必要があるが、この問題は、単に「少年」の範囲を現行法の範囲(20 歳未満)のまま維持するか、その上限年齢を引き下げるとかという問題にとどまらず、刑事司法全般において、成長過程にある若年者をいかに取り扱うべきかという大きな問題に関わるものである。そのため、少年法の適用対象年齢の在り方は、罪を犯した若年者に対する処分や処遇の在り方全体を検討する中で検討されるべきものであると考えられた。

そこで、法務省においては、少年法適用対象年齢を含む若年者に対する処分や処遇の在り方について検討を行う上で必要となる基礎的知見を幅広く得るため「若年者に対する刑事法制の在り方」に関する勉強会を実施した³⁵。

同報告書では、適用年齢引き下げの是非について、ヒアリング結果に基づき賛否両論が併記されているほか、引き下げた場合を想定した 18 歳、19 歳の者を含む「若年者」に対する刑事政策的措置についても検討がなされている³⁶。

同勉強会の結果を踏まえ、平成 29(2017)年 2 月、少年法の適用年齢を 18 歳未満とすること等について法制審議会に諮問された。

³⁵ 若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会(2016)「同取りまとめ報告書」 2 頁

³⁶ 前掲注(35) 8 頁

2 法制審議会への諮問と審議経過

前述のような動きを経た後、法務大臣から法制審議会に対して「少年法における少年の年齢及び犯罪者処遇を充実させるための刑事法の整備に関する諮問第 103 号」が発せられた(2017 年)。具体的な諮問事項は、①少年法における「少年」年齢を 18 歳未満とすること、②非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備のあり方、③関連事項であった。

これをうけて法制審議会第 178 回会議(2017 年 2 月 9 日)は、「少年法・刑事法(少年年齢・犯罪処遇関係)部会」(新設)に付託して審議したうえで、部会からの報告を受けた後に改めて総会で審議することとし。ここに至って、少年法適用年齢引き下げの議論は、現実的問題として俎上に乗せられることになった。

V 適用年齢引き下げに対する賛否

先述の取りまとめ報告書を参考に少年年齢をめぐる議論の状況を整理すると、少年年齢をめぐり、現行法の 20 歳未満という少年年齢を維持すべきであるという考え方と 18 歳未満に引き下げるべきであるという考え方とがある。

1 賛成意見

少年法の適用年齢引下げに賛成する立場からは、(1)国法上の統一の必要性、(2)民法・公職選挙法との関係、(3)世論の動向、(4)被害者感情への配慮、(5)諸外国の少年年齢等が理由として挙げられる³⁷。

(1) 国法上の統一の必要性

一般的な法律において「大人」として取り扱われることとなる年齢は一致する方がわかりやすく、18 歳に達した者に対して大人としての自覚を促す上でも適切であるとして、少なくとも民法や少年法などの主要な法律については、国民の混乱を招かないためにも統一すべきだとの意見がある。

(2) 民法・公職選挙法との関係

民法の成年年齢が 18 歳に引き下げられた場合、民法で成年として扱われる者に、未成熟で判断能力が不十分であることを理由に保護主義(パターナリズム)に基づく保護処分を課

³⁷ 内匠舞「少年法の適用年齢引下げをめぐる議論」国立国会図書館調査と情報 963 号(2017) 6 頁-7 頁

すことは、過剰な介入となる。「大人」として扱われる年齢を一致させる方がわかりやすく、年長少年に自覚を促すこともでき、公職選挙法の選挙権年齢及び民法の成年年齢を引き下げる趣旨と整合する。

(3) 世論の動向

賛成の立場からは、世論の大半が少年法の適用年齢引き下げに賛成していることが主張される。その背景には、世論の多くが少年犯罪は増加しているとともに、凶悪化していると考えていると推測できる。産経新聞社と FNN が実施した合同世論調査によると、少年法の対象年齢の「20 歳未満」から「18 歳未満」への引き下げについて、賛成が 82.2%に上り、反対の 14.1%を大きく上回った。成人年齢引き下げについては 52.2%が賛成し、反対は 42.4%だった³⁸。政府の実施した「少年非行に関する世論調査」³⁹においても、少年非行の増加に関する「あなたの実感として、おおむね 5 年前と比べて、少年による重大な事件が増えていると思いますか、減っていると思いますか。」という質問に対して、78.6%の人が増えていると回答している⁴⁰。また、「あなたは、おおむね 5 年前と比べて、少年非行はどのようなものが増えていると思いますか。この中からいくつでもあげてください。」という質問に対しては、「掲示板に犯行予告や誹謗中傷の書き込みをするなどインターネットを利用したもの」が 63.0%、「自分の感情をコントロールできなくて行うもの（突然キレて行うもの）」が 52.7%、「凶悪・粗暴化したもの」が 45.9%、「集団によるもの」が 42.3%と回答している。こうした世論の意識を背景に、前述の世論調査において、適用年齢引き下げについて賛成が上回っていると考えられる。

(4) 被害者感情への配慮

犯罪被害者等から、少年年齢の引き下げは犯罪の抑止につながるとの意見や、選挙権年齢や民法の成年年齢が変わるのであれば、責任ある行動がとれると国によって認められた 18 歳、19 歳の者が重大な罪を犯した場合に少年法が適用されて刑罰が減免されることは許されないとも主張されている。

少年法は平成 12(2000)年改正以降、被害者に配慮した改正が行われているが、少年犯罪による被害者や被害者遺族は「本質的には、加害少年の保護・更生」に主眼を置いた法律であることには変わらない旨主張する。また、少年法の基本的な精神には賛同しているが、重大な犯罪を犯した少年が成人より軽い刑罰に処されることは到底承服できないとも主張する。

³⁸ 「【産経・FNN 合同世論調査】少年法の対象年齢引き下げに賛成 82%、内閣支持率は 53.6%で 4 カ月連続上昇」<https://www.sankei.com/politics/news/150330/pl1503300017-n1.html> (2019/12/19 最終閲覧)

³⁹ 調査対象全国 20 歳以上の日本国籍を有する者 3,000 人

⁴⁰ 42.3%が増えている、36.3%がある程度増えていると回答。

(5) 諸外国の少年年齢

諸外国では 18 歳以上を成人とする国が多く、我が国の少年法が適用年齢の上限を 18 歳に引き下げることが、国際社会の潮流に反するものではないと主張されている。

表 諸外国の少年年齢⁴¹

国名	年齢	備考
日本	20	犯行時 16 歳以上の少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件は、原則として検察官送致決定をしなければならない。
イギリス	18	少年事件の管轄については、1908 年の児童法により少年裁判所 (Juvenile Court) が創設され、7 歳以上 16 歳未満の者がその管轄とされていたが、1933 年の児童及び若年者法により 8 歳以上 17 歳未満の者となり、さらに 1963 年の児童及び若年者法により下限が 10 歳以上に引き上げられた。そして、1991 年の刑事裁判法により、少年裁判所の名称を青少年裁判所 (Youth Court) に改めるとともに、少年年齢の上限が 17 歳未満から 18 歳未満に引き上げられた。
アメリカ	18	少年裁判所が管轄する事件には、成人が行えば犯罪となる非行に係る事件のほか、少年に固有の家出等の不良行為に係る事件が含まれる。少年裁判所が管轄する非行少年の年齢の上限は、多くの州で 18 歳未満とされている。この年齢設定は、その設定の経過からみると、選挙権年齢や私法上の成年年齢と関連することなく独自に設定され「保護・教育を行って社会に再び迎え入れることを目的とする保護処分を科す意義がある年齢、すなわち、少年の可塑性が豊かな年齢を 18 歳未満に設定してきたと言ってよい」との評価が示されている。
ドイツ	18	ドイツでは、行為時 14 歳に満たない者は刑事責任能力がなく、少年裁判所法は、行為時 14 歳以上 18 歳未満の者を「少年 (Jugend)」と、18 歳以上 21 歳未満の者を「青年 (Heranwachsende)」と定義し (同法第 1 条第 2 項)、少年及び青年の事件が少年裁判所の管轄となる。同法の規定の多くは少年に対して適用されるものであるが、青年については、刑の緩和に関する規定 (同法第 106 条) のほか、裁判所の構成、管轄、調査の範囲等少年刑事手続に関する諸規定を青年に対する手続に準用する規定 (同法第 107 条、第 108 条及び第 109 条第 1 項) が置かれている。

⁴¹ 大崎康弘(2017) 「我が国における少年司法制度の現状と少年法適用年齢の引き下げに関する課題」 17 頁-24 頁に基づいて筆者が作成

韓国	19	<p>韓国の少年司法制度は、検察官先議主義をとる点において家庭裁判所先議主義をとる我が国の少年法と理念に関わる大きな制度的相違があるが、沿革上の理由もあって、審判手続や処分においては我が国の少年司法制度と類似する点が多い。</p> <p>制定時の少年法は、20歳未満の者を少年とし、12歳以上20歳未満の者が少年法の適用対象であったが、2007年12月の改正により少年年齢の上限及び下限の引下げが行われ、改正後の少年法では19歳未満の者を少年とし（同法第2条）、10歳以上19歳未満の者が少年法の適用対象となった。19歳への引下げについては、他の法律との統一性（選挙権年齢や青少年保護法の対象でなくなる年齢がいずれも19歳以上）、大学入学年齢が19歳であること、青少年の成熟度などが考慮された。</p>
----	----	---

2 反対意見

少年法の適用年齢引き下げに反対する立場からは、(1)国法上の統一は引下げの理由とはならないこと、(2)少年事件の増加・凶悪化の事実はないこと、(3)再犯防止の観点から問題があること、(4)虞犯少年に対する働き掛けができなくなること、(5)現行法で対応可能なこと等が理由として挙げられる⁴²。

(1) 国法上の統一は引下げの理由とはならないこと

法律の適用年齢は、立法趣旨や目的に照らして法律ごとに個別具体的に検討するべきであり、少年年齢は、必然的に選挙権年齢や民法の成年年齢と連動しなければならないものではない。これは、民法の成年年齢が20歳であったのに対し、旧少年法が適用年齢を18歳未満としていたことから明らかである。

(2) 少年事件の増加・凶悪化の事実はないこと

世論調査では、国民の多くが少年事件は増加・凶悪化していると認識しているが、犯罪白書のデータによると、少年非行は増加も凶悪化もしておらず、むしろ減少している。

警察庁が公表した資料によると、検挙人員は、平成16年以降14年連続して減少しており、29年中は2万6,797人と前年より4,719人(15.0%)減少し、人口比は3.8と前年より0.7ポイント低下し、いずれも戦後最少を更新した⁴³。いわゆる凶悪犯と呼ばれる殺人、強

⁴² 前掲注(38)9頁-12頁

⁴³ 警察庁生活安全局少年課「平成29年中における少年の補導及び保護の概況」2頁

盗，放火，強制性交等についても平成 29 年中の検挙人員は 438 人と，前年より 100 人(18.6%)減少し，中でも全体の約 6 割を占める強盗は 77 人(23.5%)減少した⁴⁴。一方，検挙人員及び人口比とも減少傾向にあるが，人口比については成人と比べ引き続き高い水準にある。このような傾向は，18 歳，19 歳の年長少年についても同様である⁴⁵。

(3) 再犯防止の観点から問題があること

少年司法が戦時下で実質的には形骸化し，解体状態に陥っており，終戦後，未曾有の社会解体的な状況の中で少年犯罪が激増した。その反省を踏まえ，戦後の民主化，日本国憲法や教育基本法，児童福祉法の制定と連動して少年法が全面改正され，少年は保護の客体に留まらず，人権・権利の主体と位置づけられた。それが最も顕著に表れているのが，家庭裁判所が先議権を持つ全件送致主義を採用したことと少年の年齢上限を従来の 18 歳から 20 歳へ引き上げたことである。現在の適用年齢引き下げの議論は，その歴史的背景にも反している。

また，少年による刑法犯の内訳をみると，その大半が窃盗のような軽微な犯罪が占めている。現行少年法は，原則すべての事件が家庭裁判所に送致され，少年鑑別所による鑑別や，家庭裁判所調査官による調査を通して，少年の保護と教育を目的とした処遇が選択される。一方，現在の刑事手続では，前述のような軽微な犯罪の大半は起訴猶予となっている。仮に少年法の適用年齢が引き下げられた場合，上記のような軽微な犯罪を犯した 18 歳，19 歳の年長少年に対して少年法に基づく保護処分を行うことはできない。

(4) 虞犯少年に対する働き掛けができなくなること

少年法は，刑罰法令に触れているわけではないが，将来犯罪に及ぶ可能性が高い状態にある少年（第 3 条第 1 項第 3 号。このような少年を「虞犯少年」という。）に対する働き掛けについても規定している。少年法の適用年齢が引き下げられた場合，こうした虞犯少年に対するアプローチは少年法の適用があって初めて可能になるものである。

(5) 現行法で対応可能なこと

少年法は，平成 12(2000)年の改正により，故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であって，行為時 16 歳以上の少年については，原則として検察官に送致する制度が導入されている（第 20 条第 2 項）。また，行為時 18 歳以上の少年については，現行法下でも死刑があり得る（第 51 条第 1 項）⁴⁶。

⁴⁴ 前掲注(44) 4 頁

⁴⁵ 前掲注(44) 12 頁

⁴⁶ 前掲注(38) 12 頁

3 考察

ここまで、少年法の適用年齢引き下げに賛成・反対の立場についてそれぞれの主張を概観してきた。ここで注意したいのは、双方の主張、特に適用年齢の引き下げに賛成する側の主張の背景には根強い厳罰化論が潜んでいることである。すなわち、少年法の適用年齢の引き下げに反対する側は、これまでの少年法の改正を「厳罰化」とし、適用年齢の引き下げを「厳罰化」の最終形態と位置付けている。一方、これに賛成する立場は、少年犯罪の「凶悪化」を根拠に適用年齢の引き下げを「厳罰化」の端緒とすることを意図しているといえる。しかし、少年法の適用年齢引き下げを論じるにあたっては、少年法を厳罰化することと民法や公選法の成年年齢に合わせて適用年齢を引き下げることが明確に分けて論じる必要がある。

「少年法を厳罰化」することとは、少年に対する刑罰を文字通り重くすることである。例えば、不定期刑の長期及び短期の上限の引上げや無期刑を緩和して有期刑とする場合における当該有期刑の上限の引上げを盛り込んだ平成26年改正法がこれにあたる。

今回の適用年齢引き下げによって、18歳及び19歳が少年法の適用範囲から外れた場合、18歳及び19歳の少年は成人の刑事手続きに付されることになる。世論調査で「適用年齢引き下げ」について賛成が82.2%と過半数を超えており、このように世論や被害者及び被害者遺族が適用年齢引き下げに強く賛成するのは、少年法そのものではなく、民法上は成年として扱われることになったにも関わらず、罪を犯すと保護の対象として扱われることへの違和感を直感的に解決してくれ、そのような意味での「厳罰化」に直結すると考えられているからだと推測する。たしかに、18歳及び19歳の少年は成人の刑事手続きに付されることになるため、厳罰化されたようにも見える。しかし、統計資料⁴⁷をみると、殺人・強盗・放火・強制性交等罪で構成される凶悪犯は年間約600件と他の犯罪と比べて少なく、2万件を超える窃盗罪の場合、執行猶予判決が出されることが多い⁴⁸。また、凶悪犯についても16歳以上は、少年法20条2項で逆送制度が設けられており、適用年齢引き下げによって少年に対する刑罰として「厳罰化」という意味で変化する部分はさほど多くない。一方で、少年による刑法犯の検挙人員のうち、年長少年で半数を占めている⁴⁹ことから、18歳、19歳の者が保護処分の対象からはずれることになれば、再犯・再飛行防止に必要な処遇や働きかけが行われなくなり、その結果として再犯・再非行の増加が懸念される。

仮に、少年法適用年齢を引き下げるとしても、18歳・19歳を中心とする若年成人への特別な配慮を求める見解が見られ、法制審でもその点に重点を置いて議論が進められている。

⁴⁷ 法務省法務総合研究所「平成29年度版犯罪白書」第3編/第1章/第1節/3-1-1-6表少年による刑法犯 検挙人員・少年比（罪名別、男女別）

⁴⁸ 平成29年 司法統計年報2 刑事編 第9表 刑事訴訟事件の種類及び終局区分別既済人員—地方裁判所

⁴⁹ 前掲注(48)3-1-1-2図 少年による刑法犯 検挙人員・人口比の推移（年齢層別）

なかでも、若年成人に対する犯罪者処遇策として、年長少年に対して保護処分類似の制度の創設を検討していること⁵⁰、すなわち18歳・19歳の若年成人が直ちに成人と同様の刑事裁判および刑罰に付されることを回避する方法を検討していることに鑑みて、今回の適用年齢引き下げの動きは、被害者並びに被害者遺族の主張や世論とは裏腹に、「厳罰化」というよりも他の法律と平仄を合わせることに主眼があるといつてよいのではないか。

では、民法や公選法の成年年齢に合わせて適用年齢を引き下げることの妥当性はどのように考えるべきか。適用年齢を引き下げること賛成の立場からは、前述の通り、一般的な法律において「大人」として扱われることとなる年齢は一致する方がわかりやすく、18歳に達した者に対して大人としての自覚を促す上でも適切であるとして、少なくとも民法や少年法などの主要な法律については、国民の混乱を招かないためにも統一すべきであると主張されている。また、民法の成年年齢が18歳に引き下げられた場合、民法で成年として扱われる者に、未成熟で判断能力が不十分であることを理由に保護主義（パターンリズム）に基づく保護処分を課すことは、過剰な介入であり、「大人」として扱われる年齢を一致させる方がわかりやすく、さらに、年長少年に自覚を促すこともでき、公職選挙法の選挙権年齢及び民法の成年年齢を引き下げる趣旨と整合するとも主張している。

しかし、民法の成年年齢の引き下げの背後にある考え方は、少年法の適用年齢の引き下げとは異なっている。民法の成年年齢の引き下げは、自らの判断で社会生活を送ることができる年齢の引き下げを意味し、若者の責任を問うことではなく、若者の権利や自由を拡大することに主眼がある。すなわち、民法の成年年齢の引き下げは、「親の庇護を離れて、自立をしたいと考えている早熟な若者を経験不足に配慮しながら社会にデビューさせ、一人前の大人に成長させていくための法改正」⁵¹である。一方少年法の目的は、「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずる」ことであり、「社会からドロップアウトしてしまった未熟な若者を、どのように社会に復帰させるか」⁵²が重要である。したがって、そもそも民法と少年法のように趣旨の異なる法律の平仄を合わせるということだけを理由として、適用年齢の引き下げの議論を進めることは、全く論拠を欠いたものと言わざるを得ない。

⁵⁰ 法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者 21 処遇関係）部会第12回会議配布資料 PP.24-35
「犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備－検討のための素案－」

⁵¹ 少年法の適用年齢引き下げに反対するシンポジウム資料 11 頁。

⁵² 前掲注(48) 11 頁。

VI 終わりに

最後に、現行少年法の母法であるところの米国少年法についても言及しておきたい。

2005年 *Roper v. Simmons* 判決は、「犯行時 18 歳未満で死刑相当犯罪を犯した者に対して、死刑を科すことは合衆国憲法修正 8 条によって禁止される残虐かつ以上な刑罰にあたる」と判事し、少年に対する死刑を廃止した⁵³。その他の判例でも、少年の刑の減軽を認める判断が出されている。これらの連邦最高裁の判断は、成人と少年とは違う存在であるがゆえに、とるべき責任の質が異なり、少年保護手続による教育的処分を原則とすべきであること、保障されるべき手続的権利の質が異なり、少年の特性に配慮した手続的権利保障が必要であること⁵⁴を明らかにしたものである。このような連邦最高裁の判断によって、米国各州における厳罰化の動きは見直しを迫られている。米国の大多数の州では、前述のように少年裁判所の管轄年齢を 18 歳としているが、一部の州（ニューヨーク州、ノースカロライナ州）では、16 歳から成人犯罪者として扱っている。しかし、同州は、この連邦最高裁の判断や後述する脳科学・神経科学の知見から、2017 年、同年齢を 18 歳未満に引き上げる法律を可決している⁵⁵。ここから分かることは、「厳罰化を後追いつける法改正の時代は終焉を迎えてお」⁵⁶り、諸外国の潮流に合わせるということも理由として妥当性を欠いているということである。

以上の検討から明らかなように、少年法適用年齢の引き下げについての提案は、論拠を欠いていると言わざるを得ない。18 歳・19 歳に対する少年法上の位置づけや未熟さを考慮することなく、単に「国法上の年齢統一」という形式的観点から議論が行われている点に決定的な問題がある。また、これまでの少年法の処遇は、少年の検挙人員が減少していることから、実績があるものとみてよい。したがって、今日の適用年齢の引き下げ論は、背後に見え隠れする厳罰化論もさることながら、前述のように形式的な議論に終始しており、正当性を欠くものであるといえる。

もちろん、少年法の適用年齢を引き下げない状態で、年長少年を含めた少年犯罪者に対する適切な処遇を検討することは、排除されるべきではない。少年という存在は、今日の脳科学・精神科学の発見により、通常、25 歳程度までは典型的に認知統制機能が脆弱であり、衝動的行動を制御する能力が未成熟である⁵⁷という。このような観点からみた場合も、少年法の適用年齢を引き下げること、少年法の目的に反することになる。したがって、山口(2015)のいうように、米国連邦最高裁の諸判例の意義を踏まえれば、米国諸州で展開されて

⁵³ 山口直也「少年法をめぐる諸問題 脳科学・神経科学の進歩が少年司法に及ぼす影響—米国における最近の動向を中心に—」自由と正義 2015 年 10 月号(2015) 31 頁

⁵⁴ 山口 前掲注(53)35 頁。

⁵⁵ 山崎俊恵「少年法の適用対象年齢」修道法学 40 巻 2 号(2018) 179 頁

⁵⁶ 山口 前掲注(53) 37 頁

⁵⁷ 山口 前掲注(48) 37 頁

いる少年法適用年齢の引き上げこそが指向されるべきであろう⁵⁸。例えばドイツでは、適用対象は行為時 14 歳以上 18 歳未満の者（少年:Jugendlicher）である。しかし、18 歳以上 21 歳未満の者（青年:Heranwachsender）についても、①青年の道徳的及び精神的発育からみて少年と同等であることが明らかなき、②行為の種類、動機等からみて少年非行として取り扱われるべきときには、同法の中の多くの規定が適用又は準用されており、それに倣って日本でも同様に 20 歳以上にも少年法を適用する仕組みを設けるべきではないか。そのことは、現行少年法の理念と構造が維持されてこそ達成可能なものだということを再度認識し、保護処分の更なる充実のために少年の可塑性に焦点を当てて冷静に検討することが今我々には求められている。

謝辞

本研究を進めるに当たり、指導教官の葛野尋之教授からは多大な助言を賜りました。教授のご指導なくして本論文の完成はあり得ませんでした。厚く感謝申し上げます。また本論文に価値ある示唆を与えてくださった法学研究科葛野ゼミの皆さまにも感謝の意を表します。

⁵⁸ 山口 前掲注(48) 37 頁